

○厚生労働省令第六十七号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項、第二十七条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十六条第一項の規定に基づき、言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

言語聴覚士法第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
	財団法人医療研修推進財団（平成七年十月二日に財団法人医療研修推進財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区西新橋一丁目六番十一号	平成十年九月三十日
	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項及び第三十六条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。	名称	主たる事務所の所在地
	財団法人医療研修推進財団（平成七年十月二日に財団法人医療研修推進財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門一丁目二十二番十四号	平成十年九月三十日

附 則

この省令は、平成三十年五月十四日から施行する。